

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年10月28日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆ 育児・介護休業法の改正に伴うDB規約変更に関するQ&A ◆

厚生労働省から、「平成22年6月30日付で施行された育児・介護休業法の改正に伴う確定給付企業年金規約の変更手続き」に関して、各地方厚生（支）局から厚生労働省への照会事例をとりまとめて、各地方厚生（支）局あて連絡した旨の公表がありましたので、以下のとおりご連絡致します。

（※）本件に関する当初の連絡内容（平成22年5月11日付文書の内容）も記載しておりますので、あわせてご参照ください。

### ● 照会事例の概要

【Q1】DB規約の遡及変更はいつまで認めてよいのか？

【A1】本件については、法律改正による変更であることから、法施行日を規約適用日とする（遡及する）ことについて、基本的に認めるべき。

合意手続き、代議員会の議決等が規約適用日を過ぎていても、「施行日（適用日）からDB規約上も適用する旨」の合意又は議決があれば、規約変更の遡及を認める。

【Q2】規約変更理由書等に「遡及変更することになったやむを得ない事情」等、何も説明がない場合の行政の対応について。

【A2】「やむを得ない事情」について、きちんと確認のうえ承認（認可）すべき。



【Q3】給付に係わる変更であるにも係わらず、数理書類の添付もなく、規約変更理由書にも届出で可能な旨の記載もないままに届けられた場合の対応。

【A3】「届出」で認められる場合は、「給付内容に実質的な変更を伴わない」場合に限り、その場合は「内容に実質的な変更を伴わない」旨の年金数理人の所見が必要であるが、その旨を規約変更理由書に記載することで数理書類の省略も可能とする。

【Q4】「届出」で可能と判断できるものが「承認（認可）申請」として提出された場合。

【A4】申請者の再申請に関する負担等を考慮し、申請者から「届出」への手続き変更の申し出がない限りは、「承認（認可）申請」として受理して処理されたい。

【以下は、平成22年5月11日付文書の概要（5月13日付年金情報FAXの再掲）】

▶ 当該法令改正に伴い、規約上の文言修正のみを行う場合

- ・手続きの種類：届出により規約変更を行うことが可能。
- ・遡及の可否：平成22年6月30日までに規約変更の手続きが完了できない場合には、当該変更の適用日を平成22年6月30日まで遡及することが可能。

▶ 当該法令改正に伴い、加入者期間・給付算定期間等の算定方法を変更する場合

（例：法令上新たに追加される介護休暇期間についても各算定期間から除外する旨規定する場合。）

- ・手続きの種類：承認申請により規約変更を行う必要がある。
- ・遡及の可否：給付の額の減額に該当しない場合(\*)には、上記と同様、平成22年6月30日までに規約変更の手続きが完了できない場合に限り、当該変更の適用日を平成22年6月30日まで遡及することが可能。

(\*)上記「例」において、新たに除外する期間の発生率を数理計算上織込まない場合も含まれます。

以上

